⑿において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第22条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第６条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

⑼　⑻により整理された送配電関連固定費用を、次の①から④までに掲げる基準により、三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

１）　三需要種別の最大電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合

２）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの延契約電力の占める割合

３）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの延契約電力の占める割合

４）　三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

５）　三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

６）　三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

７）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合

８）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合

９）　三需要種別ごとに、１）の割合に２を、４）の割合に0.5を、５）の割合に0.5を、６）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

10）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、２）の割合に２を、７）の割合に１を乗じて得た合計の値を３で除して得た値

11）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、３）の割合に２を、８）の割合に１を乗じて得た合計の値を３で除して得た値

②　送配電関連固定費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、送配電関連需要についての①９）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。